

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 21 年 5 月 28 日

担当部・課：公共政策部 財政・金融課

<p>1. 案件名</p> <p>インドネシア国貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>インドネシア国の貿易手続きに係る行政能力の向上を目的に、貿易関連法令の統廃合・簡素化、貿易関連法令データベース及びその更新・更改の維持体制の整備、輸出入関連手続き、貿易推進制度の改善、貿易関連省庁間と輸出入者間の官民対話の促進を行うもの。</p> <p>(2) 協力期間</p> <p>2009 年 7 月～2012 年 7 月</p> <p>(3) 協力総額（日本側）</p> <p>3.2 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>インドネシア経済調整大臣府（CMEA: Coordinating Ministry for Economic Affairs）</p> <p>(5) 国内協力機関</p> <p>財務省関税局</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等</p> <p>インドネシア貿易関連省庁（経済調整大臣府、財務省関税消費税総局、商業省、投資調整庁等）、貿易業者、インドネシア進出外資</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>(1) 現状及び問題点</p> <p>インドネシアは、1997 年のアジア金融・経済危機以降、国際通貨基金（IMF）プログラムを着実に実行してきたこともあり、安定的な成長を続けている。しかし、更なる雇用機会創出と貧困削減の進展のために不可欠とされている年率 7%の成長には届いていない。その一因として、投資の低迷が考えられる。対 GDP の投資比率は、2007 年時点で 25%であり近年回復基調にあるものの、経済活動のグローバル化が進む中、中国等の台頭によりアジア域内で競争力が低下していることもあり、経済危機前の水準（29%）には戻っていない。グローバル化に対応し、投資を呼び戻していくため、特に貿易・税関に関する諸制度・システムの改善を進め、事業環境の整備を進めていくことがインドネシアにとって喫緊の課題である。インドネシアにおける貿易手続きにかかる問題としては、煩雑な関連法令、貿易推進制度（保税地域、保税倉庫等）の</p>

未整備、貿易手続きに要する時間が長いこと等が挙げられる。

JICA がこれまで行ってきた同分野における主な協力としては、まず、2001 年度から 2002 年度にかけて実施した連携促進事業「市場強化のための制度整備協力に係る委員会」における活動の一環としてベースライン調査を実施し、インドネシアにおける貿易に係るニーズを確認した。この調査結果を基にインドネシア政府から日本政府に対し要請された開発調査「首都圏貿易環境改善調査」を 2004 年度に実施、同調査報告書において、電子商取引に係る法的枠組み作り、新保税倉庫制度の確立等行政機能及び手続きの改革、ジャカルタのタンジュン・プリオク港、スカルノ・ハッタ空港、港湾へのアクセス道路のインフラ整備等の必要性が提言された。

本開発調査において、貿易手続きのボトルネックを所要時間という数値基準を用いて示したことは画期的であり、タンジュン・プリオク港を対象とした通関所要時間調査・分析結果はインドネシア国内のメディアで大きく取り上げられ、貿易に関する諸制度・システムの改善の重要性について認識が高まった。また、2004 年に投資環境の整備を目的として日伊両国が共同で発足した「官民合同投資フォーラム」の関税ワーキンググループで、港湾業務や税関行政の効率性の向上が主要な議題の一つに取り上げられたことを受け、2005 年 10 月から 2008 年 1 月にかけて「貿易手続行政改善プロジェクト」を実施した。同プロジェクトにおいては、貿易ルールブックが編纂され、その後電子化の作業を経て、法律・政令・大統領令等を含む計 692 の法令がプロジェクトホームページ上にアップロードされた。また、ナショナル・シングル・ウィンドウ (NSW) に関し、インドネシア政府によるシステムの構築を支援するため、本邦研修での講義、視察、意見交換の実施を通じて参考となる資料や情報の提供を行った。その他、1 ヶ月間の全輸入申告書を対象とした所要時間調査を実施した。しかし、貿易ルールブックデータベースの更新は停滞しており、また、所要時間調査の結果、タイやマレーシアといった周辺諸国と比較した場合輸入手続きに係る時間が長いことが判明する等、インドネシアの貿易・通関行政には未だに見直しの余地が残されており、引き続き支援が必要な状況である。

また、第 5 次開発政策借款には、政策アクションの一つとして「投資環境改善」：輸出入にかかる所要時間の短縮が含まれており、本プロジェクトは、同アクションを支援するための投入としても有効である。

## (2) 相手国政府国家政策上の位置付け

インドネシア国の国家中期開発計画 (2004 年-2009 年) では、「国民の経済的・社会的繁栄と厚生の実現」が三本柱の一つとして掲げられており、民間主導の成長の実現に向けた環境づくりが右目標を達成するための重要政策テーマの一つとして位置づけられている。また、インドネシア政府は、2006 年 2 月に「投資環境改善のための政策パッケージ」、2007 年 6 月には「経済政策パッケージ」を発表し、税関分野において、通関検査の迅速化、保税區機能の拡充、通関申告手続きの簡素化等に取り組んできている。

## (3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け (プログラムにおける位置付け)

日本の ODA 大綱と中期政策では、持続的成長のために、貿易・投資分野での協力を含む経済

社会基盤整備に高い優先度を置いている。インドネシア国に対する国別援助計画でも、民間主導の持続的な成長を重点分野として位置づけている。具体的には、投資環境改善のため通関分野を含む経済関連の法制度整備を進める動きを支援するとしている。また、JICA 国別援助実施方針の首都圏貿易・物流効率化プログラムの一環を成すものである。加えて、対インドネシア開発政策借款には、第一次より「投資環境改善」が政策アクションに含まれている。

#### 4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

##### (1) 協力の目標（アウトカム）

###### ① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

インドネシア国において、貿易手続きに係る行政が効率化する。

<指標・目標値>

- ・ 貿易手続きに要する時間が減少する。
- ・ 貿易関連手続きに係る輸出入業者による提出書類・情報の数・量が減少する。
- ・ 年間貿易手続き申請者数が増加する。

（具体的な目標値については、プロジェクト開始後、ベースライン調査を実施し、現状値を把握の上設定する。）

###### ② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

インドネシア国において、貿易が円滑化する。

<指標・目標値>

- ・ インドネシア国における貿易手続きに対する輸出入業者の満足度が高まる（プロジェクト実施前・実施後に比較を行う）。

##### (2) 成果（アウトプット）と活動

###### ① 成果（アウトプット）：

1) 貿易関連法令の統廃合、簡素化について実現可能性の高い提言が取りまとめられ、達成状況のモニタリング体制が確立される。

2) データベース及びその更新・更改の維持体制が整備される。

活動（ワーキンググループ1）：

- ・ 現行の貿易関連法令に関して、重複、整合性、必要性等を分析・検証し、統廃合・簡素化に向けた提言を作成し、合同調整委員会（JCC）に提出するとともに、提言の達成状況をモニタリングする。
- ・ 「貿易手続改善プロジェクト」で作成したデータベースの内容の検証・更新、機能の更改を行う。
- ・ データベースに関する利用者の評価分析、データ内容の検証・更新、データベース機能の更改を継続する体制を整えるとともに更新内容をモニタリングする。
- ・ データベースの広報活動を行う。

<指標・目標値>

- ・ 作成された提言、モニタリング体制図
- ・ データベースの維持体制図、アップデートの回数、アクセス数

② 成果（アウトプット）：貿易関連手続きが改善される。

活動（ワーキンググループ2）：

- ・ 現行の貿易関連手続きに関する効率性等の分析・検証、輸出入者等の同手続きに関する改善要望の把握・分析を行い、手続きの軽減・簡素化に向けた提言を作成し、JCCに提出する。また、右提言の達成状況をモニタリングする。
- ・ 貿易関連手続きを明示したマニュアルを作成する。

<指標・目標値>

- ・ 軽減・簡素化された貿易関連手続きの数
- ・ 貿易関連手続きに係る作成マニュアルの数

③ 成果（アウトプット）：貿易推進制度が改善される。

活動（ワーキンググループ3）：

- ・ 現行の貿易推進制度（用途別免税制度、保税地域、保税倉庫等）に関する輸出入者、外資系企業の改善要望の把握・分析を行う。
- ・ 現行制度の運用見直し及び新たな法制度の構築等について検討し、提言を作成し、JCCに提出する。また、右提言の達成状況をモニタリングする。

<指標・目標値>

- ・ 運用が見直された貿易推進制度の数

④ 成果（アウトプット）：貿易関連省庁と輸出入者間の官民対話が促進される。

活動（ワーキンググループ4）：

- ・ 輸出入者の利便性向上に必要な措置の把握、同措置について実施すべき優先順位の検討等を通して貿易関連省庁と輸出入者間の官民対話の促進を図る。

<指標・目標値>

- ・ 貿易手続きに関する相談窓口の設置、相談数

尚、上記の活動に加え、合同調整委員会を設置し、下記の活動を行う。

- ・ 各ワーキンググループの活動の進捗状況を定期的に把握し、その活動内容の評価を行う。
- ・ 各WGの活動を通じて貿易関連省庁の貿易手続行政に係る連携の問題点を把握し、改善を図る。
- ・ 本プロジェクトの対外的な広報戦略を検討し、進捗状況・成果の広報を行う。
- ・ プロジェクト終了後におけるインドネシア側の対応策を検討する。

(3) 投入（インプット）

① 日本側（総額 3.2 億円）

長期専門家：1名（貿易手続行政）

短期専門家（長期滞在型）：2名（貿易関連法令・輸出入関連手続き担当1名、貿易推進制度・官民対話担当1名）

短期専門家：その他

専門家用オフィス機器

本邦研修、必要に応じて第三国研修（ASEAN 諸国）

現地セミナー、ワークショップ

現地活動費

② インドネシア国側

カウンターパートの配置（プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、サポート・スタッフ等）

専門家執務室

光熱費、旅費等

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

① 前提条件

- ・ インドネシアの投資環境整備の方向性が変わらないこと。
- ・ CMEA、貿易関連省庁において、プロジェクト活動に影響を及ぼすような組織改正や再編がないこと。
- ・ 貿易関連省庁の協力が得られること。

② 成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ・ 訓練した職員が離職しない。

③ プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ インドネシア経済が大幅に悪化しない。
- ・ インフラ整備（港湾へのアクセス改善（道路補修）等）が進展する。

④ 上位目標達成のための外部条件

- ・ 特になし。

5. 評価5項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、協力の実施は適切と判断される。

(1) 妥当性

本案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 上記「3. 協力の必要性・位置づけ」で述べたように、インドネシア国の国家中期開発計画において、民間主導の持続的な成長に向けた環境づくりが重要な政策分野であると表明されており、また、投資環境改善政策パッケージにおいては、税関分野に関する政策も含まれていることから、政府のコミットメントが認められる。
- ・ インドネシア国に対する国別援助計画においても、投資環境改善のため通関分野を含む経済関連の法制度整備を進める動きを支援するとしている。
- ・ 第5次開発政策借款には、政策アクションの一つである「投資環境改善」の中に、「輸出入手続き窓口の一元化業務モデル作成」が含まれており、本案件との相乗効果が期待できる。
- ・ カウンターパートである経済調整大臣府は、経済関連省庁間の調整を行っている機関であり、貿易手続き整備にも複数の省庁が関連してくることから、カウンターパート選定の妥当性は高い。
- ・ また、この分野は、過去の日本の貿易手続き改善過程の経験を十分に活用できるという意味からも、協力の妥当性は高い。

## (2) 有効性

本案件は、以下の理由から有効性が見込める。

- ・ 成果①に係る活動により、貿易ルールブックデータベースの更新・更改が行われ、貿易関連法令の統廃合・簡素化が行われることにより行政の効率化が期待できる。成果②に係る活動の結果、貿易関連手続きが軽減・簡素化されることが期待できる。成果③に関し、現行貿易推進制度の運用が見直され、新たな法制度が構築・実施されることにより行政の効率化が見込まれる。成果④に関し、民間業者との対話を通して、輸出入者の利便性向上に必要な措置が把握され、実施すべき政策の優先順位が検討される結果として、行政の効率化が見込まれる。
- ・ 本案件は、経済調整大臣府をカウンターパートとしている。専門家からのアドバイス等により経済調整大臣府の行政能力が高まれば、それに伴いリーダーシップ力も強まり、貿易関連省庁間の取りまとめ、調整がスムーズに行われるようになり、インドネシア政府全体としての貿易行政能力向上が図られることが期待される。
- ・ プロジェクトの効果をあげるためには、貿易関連省庁の協力が不可欠であるが、財務省関税消費税総局、商業省等、中心となる省庁が各活動のワーキンググループに参加する体制が経済調整大臣府によって考えられており、予定通り各省庁の協力が得られれば有効なプロジェクト実施に結びついていくものと期待される。

## (3) 効率性

本案件は、以下の理由から効率的な実施が見込める。

- ・ 財務省関税局からの派遣が予定されている長期専門家1名に加え、成果①、②にかかる活動を担当するコンサルタント1名、成果③、④にかかる活動を担当するコンサルタン

ト1名（いずれも長期滞在型）を配置し長期専門家を補佐する体制とする予定となっており、本プロジェクトを計画通り効率的に進めていくことが期待できる。

- ・ 専門家用オフィス機器は、インドネシア国内で調達する予定であり、機材費は類似プロジェクトと比較しても低額となる見込みである。

#### （４） インパクト

本案件のインパクトは以下のように予測できる。

- ・ 本案件の各活動の適切な実施によってインドネシア国における貿易手続きに係る行政が効率化することにより、中長期的に上位目標「貿易が円滑化する」が達成される見込みであるとともに、外国投資の増加につながることも期待される。
- ・ 上位目標の指標に関しては、「輸出入量の増加」や「外国投資の増加」も検討したが、経済状況等の外部要因に左右される要素があまりにも多いことから不採用とした。また、「貿易手続きに対する輸出入業者の満足度が高まる」という指標は、行政の効率化（プロジェクト目標）の計測にも使えるが、効率化の結果として、貿易が円滑化（上位目標）したかどうかにつき同指標を用いて計測するほうがより適切と考えられる。

#### （５） 自立発展性

以下のとおり、本案件による成果（貿易手続きに係る行政の効率化）は、相手国政府によりプロジェクト終了後も継続されるものと見込まれる。

- ・ 政策・財政支援：インドネシア政府は、2006年に投資環境改善のための政策パッケージ、2007年には新投資法を発出するなど、外国投資の回復に力を入れている。投資環境改善の重要なコンポーネントである貿易手続き改善も引き続き重要政策として進められていくと考えられ、継続的な政府予算確保も期待できる。
- ・ 貿易関連省庁間の協力体制の確立：自立発展性の確保のためには、相手国関係者のプロジェクトに対する主体性（オーナーシップ）が重要であるが、この案件は、（２）有効性で上述したように、貿易関連省庁の参加・協力を得つつ進めていく予定である。本案件の実施を通して関連省庁間の協力体制が確立され、プロジェクト終了後も同体制が継続されていくことが期待される。
- ・ 技術的側面：本プロジェクトでは、「貿易手続行政改善プロジェクト」で作成した貿易関連法令のデータベースの更新・更改を行い、加えて更新・更改を継続する体制を整える予定であり、プロジェクト終了後も同データベースが活用されることが期待される。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

特になし。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

類似案件の有無：有

2005年10月から2008年1月にかけて行った貿易手続改善プロジェクトでは、貿易関連法令

を取りまとめた貿易ルールブックデータベースを作成したが、維持体制が未確立で、プロジェクト終了後は活用されていなかった。本案件では、データベースの整備とともに、データベースの内容の更新、機能の更改を継続する体制を整える活動を行う予定であり、プロジェクト終了後も活用していくことを目指す。

また、貿易手続改善プロジェクトも、経済調整大臣府をカウンターパートとしたが、同大臣府内に日本側関係者のオフィスは設けられず、十分なコミュニケーションが図られなかった。本案件においては、経済調整大臣府内に専門家執務室を設ける予定であり、カウンターパートと十分なコミュニケーションを取り、円滑に活動を進めていくことを目指す。

#### 8. 今後の評価計画

- ・ 中間レビュー：2011年1月頃
- ・ 終了時評価：2012年1月頃
- ・ 事後評価：プロジェクト終了から3年後